

議 会 運 営 委 員 会 会 議 録

1 開会年月日

令和8年2月9日（月）

2 開会場所

第二委員会室

3 出席委員（11名）

委員長	名 取 顕 一
副委員長	田 中 香 澄
理 事	浅 川 のぼる
理 事	宮 本 伸 一
理 事	金 子 てるよし
理 事	上 田 ゆきこ
理 事	海 津 敦 子
委 員	石 沢 のりゆき
委 員	山 田 ひろこ
委 員	白 石 英 行
委 員	浅 田 保 雄

4 委員外議員

議 長	市 村 やすとし
副 議 長	高 山 泰 三

5 出席説明員

成 澤 廣 修	区 長
佐 藤 正 子	副 区 長
加 藤 裕 一	副 区 長
新 名 幸 男	企 画 政 策 部 長
榎 戸 研	防 災 危 機 管 理 室 長
高 橋 征 博	区 民 部 長
長 塚 隆 史	ア カ デ ミ ー 推 進 部 長
鈴 木 裕 佳	福 祉 部 長 兼 福 祉 事 務 所 長

矢 島 孝 幸	地域包括ケア推進担当部長
多 田 栄一郎	子ども家庭部長
矢 内 真理子	保健衛生部長兼文京保健所長
鵜 沼 秀 之	都市計画部長
小 野 光 幸	土木部長
木 幡 光 伸	資源環境部長
松 永 直 樹	施設管理部長
宇 民 清	会計管理者会計管理室長事務取扱
吉 田 雄 大	教育推進部長
渡 邊 了	監査事務局長
畑 中 貴 史	総務課長

6 事務局職員

事務局長	佐久間 康 一
議事調査主査	杉 山 大 樹
議事調査主査	小松崎 哲 生
議事調査主査	糸日谷 友
議事調査主査	菅 波 節 子
議事調査担当	阿 部 隆 也
議事調査担当	眞 鍋 由起子
議事調査担当	平 尾 和 香

7 本日の付議事件

- (1) 2月定例議会追加提案事項について
- (2) 議員提出議案について
- (3) 意見書について
- (4) 予算審査特別委員会について
- (5) 一般質問について
- (6) 文京区議会議場の使用について
- (7) 議事日程・追加議事日程について
- (8) 請願について
- (9) 本会議の流れ及び所要時間について

(10) その他

午前 9時59分 開会

○名取委員長 おはようございます。

ただいまより議会運営委員会を開会いたしたいと思います。

委員等の出席状況ですが、委員の方は、全員御出席。

理事者につきましては、丹羽教育長は家族看護のため欠席です。竹田総務部長は病氣療養のため欠席となります。

○名取委員長 続きまして、2月定例議会追加提案事項についてであります。

2月定例議会追加提案事項の説明を受けたいと思います。

畑中総務課長。

○畑中総務課長 令和8年2月区議会定例議会に御提案申し上げる案件につきましては、先の議会運営委員会で御説明いたしましたが、その後、追加の案件が出てまいりましたので、御説明申し上げます。

この度、追加いたします案件は、条例案19件、事件案7件、予算案4件でございます。

それでは、追加提案事項のデータを御覧ください。

第1は、「文京区役所組織条例の一部を改正する条例」でございます。

改正内容は、子ども家庭部の名称を「こども未来部」に変更し、所掌事務に「こども及び若者の支援に関すること」を追加するものでございます。

施行期日は、令和8年4月1日でございます。

第2は、「文京区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」でございます。

本案は、選挙管理委員会委員長等の行政委員会委員及び非常勤の監査委員等の報酬の額を御覧のとおり改定するものでございます。

施行期日は、令和8年4月1日でございます。

第3は、「文京区公告式条例等の一部を改正する条例」でございます。

本案は、条例等の公布の方法等を見直すほか、規定を整備するため、提案するものでございます。

改正する条例は、御覧のアからオまでの5条例でございます。

改正内容のアは、条例等の公布等、財政状況の公表等について、これまで区役所門前掲示場に掲示して行っていた手続につきまして、併せて区のウェブサイトにも掲載を行うものがございます。

イは、アの実施に合わせて、規則の公布又は規程の公表に当たって行う長の署名等を記名によることとし、その他規定の整備を行うものがございます。

施行期日は、令和8年5月21日でございます。

2ページを御覧ください。

第4は、「文京区行政手続条例の一部を改正する条例」でございます。

本案は、行政手続法の一部改正に伴い、聴聞等の通知の方式を見直すほか、規定を整備するため、提案するものがございます。

改正内容のアは、聴聞の通知、弁明の機会の付与の通知等について、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合に行う公示送達の方法に関し、氏名等を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示する等の方法によって行うこととするものがございます。

イは、その他規定の整備を行うものがございます。

施行期日は、令和8年5月21日でございます。

第5は、「文京区男女平等センター条例の一部を改正する条例」でございます。

本案は、男女平等センターの改修に伴い、一部の施設の使用料を御覧のとおり改定するものがございます。

施行期日は、令和8年4月1日で、令和8年6月1日以後の使用分から適用するものがございます。

第6は、「文京区職員定数条例の一部を改正する条例」でございます。

本案は、職員配置の見直しに伴い、御覧の内容で、職員定数を合計2,180人から2,217人とするものがございます。

施行期日は、令和8年4月1日でございます。

3ページを御覧ください。

第7は、「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」でございます。

本案は、特別区人事委員会の勧告に伴い、職員の給与を改定するほか、規定を整備するため、提案するものがございます。改正内容のアは、管理職員の給与制度の見直し等に伴う給

料表の改定でございます。

イは、昇給制度における標準の昇給号給数の見直しで、部長級職員の昇給については、「標準」の昇給号給数を0号給とし、勤務成績が「特に良好」以上の場合に限り行うものがございます。

ウは、管理職員特別勤務手当について、週休日等以外の日における支給対象時間を拡大し、「午後10時から翌日の午前5時まで」とするとともに、当該手当額に100分の150を乗ずる対象となる勤務を規則で定める旨を規定するものがございます。

エは、その他規定の整備を行うものがございます。

施行期日は、令和8年4月1日でございます。

また、附則において、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正を行うものがございます。

第8は、「職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例」でございます。

本案は、職員等の旅費制度の見直しに伴い、規定を整備するため、提案するものがございます。

改正内容のアは、旅費の種目及び内容の変更でございます。経済社会情勢の変化に対応すること等を目的として、国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正の趣旨を踏まえ、区においても、種目の名称の改正、支給額及び支給対象の変更等、旅費制度全体の見直しを図るものがございます。

イは、これまで人事委員会規則により定めることとしていた退職者等及び遺族の旅費について、区の条例において定めるものがございます。

ウは、条例等の規定に違反して旅費の支給を受けた旅行者に対する旅費の返納について、規定を設けるものがございます。

エは、その他規定の整備を行うものがございます。

施行期日は、令和8年4月1日でございます。

また、附則において、文京区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例外7件の一部改正を行うものがございます。

5ページを御覧ください。

第9は、「文京区特別区税条例及び文京区後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」でございます。

本案は、地方税法等の一部改正に伴い、公示送達に係る規定等を整備するため、提案する

ものでございます。

改正する条例は、御覧の2条例でございます。

改正内容のアは、公示送達の方法の見直しに係る規定の整備で、公示事項を地方税法施行規則第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置を取るとともに、公示事項が記載された書面を文京区役所門前掲示場に掲示する等の方法によって行うこととするものでございます。

イは、その他規定の整備を行うものでございます。

施行期日は、地方税法等の一部を改正する法律附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日でございます。

第10は、「文京区議会議員及び文京区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例」でございます。

本案は、公職選挙法施行令の一部改正により、衆議院議員と参議院議員の選挙における選挙運動の公費負担額が引き上げられたことに伴い、区議会議員及び区長の選挙における選挙運動の公費負担額を引き上げるため、提案するものでございます。

改正内容は、ビラの作成及びポスターの作成に係る公費負担額を御覧のとおり引き上げるものでございます。

施行期日は、公布の日でございます。

第11は、「文京区建設事務手数料条例の一部を改正する条例」でございます。

本案は、マンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部改正に伴い、規定を整備するため、提案するものでございます。

改正内容のアは、法の題名の改正等に伴い、引用法令名及び引用条文を整備するものでございます。

イは、法の一部改正に伴い、要除却等認定を受けたマンションの建て替え・更新をする場合において、建築物の容積率の緩和に加え、高さ制限についても緩和が可能とされたことにより、当該特例許可申請手数料の徴収項目の規定を整備するものでございます。

施行期日は、令和8年4月1日でございます。

6ページを御覧ください。

第12は、「文京区こどもの権利に関する条例」で、新規制定でございます。

本案は、文京区におけるこどもの権利に関する基本理念、その他基本的事項について定めるため、提案するものでございます。

主な内容は、目的、基本理念、こどもの権利を保障するための責務及び役割並びに取組、こどもの権利擁護委員等でございます。

施行期日は、令和8年4月1日で、(2)カについては公布の日から起算して7月を超えない範囲内において規則で定める日でございます。

第13は、「文京区子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例」でございます。

本案は、医療費の助成の範囲を拡大するほか、規定を整備するため、提案するものでございます。

改正内容のアは、条例の題名を御覧のとおり改めるものでございます。

イは、受給資格における所得要件に関し、子どもの父又は母のうち、いずれか当該子どもの生計を維持する程度の高い者を養育者とみなす規定を削除するものでございます。

ウは、医療費の助成の範囲の拡大で、これまで助成対象外とされていた入院時食事療養費に係る標準負担額に相当する額についても、助成の対象とするものでございます。

エは、その他規定の整備を行うものでございます。

施行期日は、令和8年4月1日でございます。

また、附則において、文京区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部改正を行うものでございます。

第14は、「文京区子ども・子育て会議条例及び文京区立認定こども園条例の一部を改正する条例」でございます。

本案は、こども基本法の基本理念を踏まえ、「こども」の表記に係る規定を整備するため、提案するものでございます。

改正条例は、御覧の2条例でございます。これらの条例中「子ども」の表記を平仮名に改めるものでございます。

施行期日は、令和8年4月1日でございます。

7ページを御覧ください。

第15は、「文京区特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例」で、新規制定でございます。

本案は、子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、特定乳児等通園支援事業の運営の基準を定めるため、提案するものでございます。

主な内容は、特定乳児等通園支援事業について、利用定員に関する基準、運営に関する基

準等を定めるものでございます。

施行期日は、令和8年4月1日でございます。

第16は、「文京区乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」でございます。

本案は、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、規定を整備するため、提案するものでございます。

改正内容は、府令の一部改正に伴う文言の整備、その他規定の整備を行うものでございます。

施行期日は、令和8年4月1日でございます。

第17は、「文京区子ども家庭支援センター条例の一部を改正する条例」でございます。

本案は、子ども家庭支援センターの名称を変更するとともに、事業の追加に係る規定等を整備するため、提案するものでございます。

改正内容のアは、組織の再編に伴い、センターの名称を御覧のとおり変更するものでございます。

イは、第14の条例と同様の趣旨で、「子ども」の表記を平仮名に改めるものでございます。

ウは、センターで行う事業に、「こどもに対する虐待の防止に関すること」及び「子育てに係る地域活動の支援に関すること」の2事業を追加するものでございます。

エは、その他規定の整備を行うものでございます。

施行期日は、令和8年4月1日でございます。

第18は、「文京区立学校設置条例の一部を改正する条例」でございます。

本案は、区立後楽幼稚園の所在地を御覧のとおり変更するため、提案するものでございます。

施行期日は、令和8年4月1日でございます。

8ページを御覧ください。

第19は、「幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」でございます。

本案は、第7の条例における(2)ウと同様の内容で、管理職員特別勤務手当の見直しを行うものでございます。

施行期日は、令和8年4月1日でございます。

次の7件は、いずれも事件案でございます。

第20は、「建物の取得について」でございます。

本件は、区内介護施設の改築等の工事期間における代替用建物として活用するため、取得するものございます。

建物の所在は、東京都文京区大塚四丁目46番5号、建物の構造は、鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付3階建て、建物の面積は、1,002.46平方メートル、取得価格は、金1億1,300万円でございます。

第21は、「軽量ラック外110点の買入れについて」でございます。

本件は、文京清掃事務所の初度調弁として、軽量ラック他110点を買入れるものがございます。

契約の方法は、指名競争入札による契約で、契約金額は、金5,451万2,590円、契約の相手方は、東京都文京区本郷五丁目1番13号、幸和商事株式会社、代表取締役、吉田武史でございます。

第22は、「本駒込地域センター外壁及び屋上防水改修その他工事請負契約」でございます。

本件は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定による随意契約で、契約金額は、金2億2,575万3,000円、契約の相手方は、東京都文京区本駒込二丁目19番3号、トリヤマ株式会社、代表取締役、鳥山幸得太でございます。

9ページを御覧ください。

第23は、「本駒込地域センター外壁及び屋上防水改修その他電気設備工事請負契約」でございます。

本件は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定による随意契約で、契約金額は、金1億8,150万円、契約の相手方は、東京都文京区千石四丁目16番2号、宝電設工業株式会社、代表取締役、横田正寿でございます。

第24は、「本駒込地域センター外壁及び屋上防水改修その他機械設備工事請負契約」でございます。

本件は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定による随意契約で、契約金額は、金4億2,154万2,000円、契約の相手方は、精研・日管・にがた建設共同企業体でございます。

構成員の代表者は、東京都文京区小石川一丁目15番17号、株式会社精研東京本社、常務取締役東京本社代表、松能功で、以下、構成員は御覧のとおりでございます。

第25は、「文京区立小日向台町小学校等改築に伴う仮園舎等整備工事請負契約」でございます。

本件は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定による随意契約で、契約金額は、金3億250万円、契約の相手方は、東京都文京区千石四丁目26番19号、株式会社リン・ドス、代表取締役、東海林諭でございます。

10ページを御覧ください。

第26は、「東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について」でございます。

本案は、令和8年度及び令和9年度の保険料の軽減に係る御覧の経費について、区の一般財源から負担金として支弁するために、規約の附則を改正するものでございます。

変更時期は、令和8年4月1日でございます。

第27から第30までは予算案で、令和7年度の4会計の補正予算でございます。これらにつきましては、後ほど、企画政策部長から御説明申し上げます。

追加提案事項の説明は以上でございますが、これによりまして、本定例議会に提案する案件は、条例案19件、事件案7件、予算案8件の都合34件と相成るものでございます。

なお、ただいま御説明いたしました第21の事件案につきましては、事務執行の関係上、通常の議事日程では間に合わないため、定例議会初日に御審査をいただけますよう、お取り計らい願います。

また、今後、追加で御提案申し上げる案件が生じてくる予定でございます。その際には、正副議長に御相談を申し上げ、適切に対処させていただきたいと存じますので、よろしくお願ひ申し上げます。

提案事項については、以上でございます。

○名取委員長 ありがとうございます。

続いて、令和7年度一般会計及び3特別会計補正予算の説明を受けたいと思います。

新名企画政策部長。

○新名企画政策部長 それでは、補正予算について、御説明申し上げます。

今定例議会には、一般会計の第5回、国民健康保険特別会計の第2回、介護保険特別会計の第2回、後期高齢者医療特別会計の第2回の、計4本の補正予算案を提案いたします。

それでは、資料、「令和7年度補正予算（2月）総括表」のファイルをお開きください。

2ページの会計別総括表を御覧ください。

初めに、一般会計でございますが、補正額は、17億2,393万7,000円の更正で、これにより、一般会計の総額は、1,691億4,502万9,000円となります。

次に、一般会計の補正の概要を申し上げます。

まず、歳入について御説明いたします。

3ページの款別・財源別総括表を御覧ください。

特定財源については、「都支出金」、「財産収入」を追加するとともに、「繰入金」、「特別区債」等の更正を行うものでございます。

次に、5ページの一般財源内訳を御覧ください。

一般財源については、「特別区税」、「特別区交付金」等を追加するとともに、「財政調整基金繰入金」等を更正するものでございます。

次に、歳出について御説明いたします。

資料、「令和7年度補正予算（2月）主要事項調書」のファイルをお開きください。

主なものを申し上げます。

初めに、1ページを御覧ください。

2番及び7番、今後の大規模な公共施設整備に備え、「区民施設整備基金」及び「学校施設建設整備基金」への積立を行います。

次に、2ページ、18番、「ふるさと納税関係経費」を追加しております。

次に、3ページ、32番、「商店街振興対策事業」を追加しております。

次に、4ページ、43番、「スポーツ施設管理運営費」を更正しております。

次に、6ページ、64番、「最高裁判所本駒込宿舍跡地高齢者施設等準備経費」及び68番、「児童手当」に要する経費を更正しております。

次に、7ページ、78番、「私立保育園施設整備補助」に要する経費を追加しております。

次に、9ページ、106番、「障害児通所支援等事業費」に要する経費を追加しております。

また、115番から118番まで、「耐震改修促進事業」に要する経費を更正しております。

次に、16ページ、185番、「小日向台町小学校等改築の基本・実施設計」に要する経費を更正しております。

最後に、19ページ、221番の「給与関係経費」については、実績見込による退職手当の追加及び現員現給差の補正に伴う職員給与費の更正等を行います。

それでは、恐れ入りますが、初めの資料、「令和7年度補正予算（2月）総括表」にお戻りください。

7ページを御覧ください。

特別会計についての御説明をさせていただきます。

まず、国民健康保険特別会計の補正額ですが、3億78万8,000円の更正で、これにより、国民健康保険特別会計の総額は、210億5,977万2,000円となります。

補正の概要は、実績見込みにより、「保険給付費」等を更正するものでございます。

次に、介護保険特別会計の補正額ですが、7億3,371万8,000円の更正で、これにより、介護保険特別会計の総額は、176億6,039万3,000円となります。

補正の概要は、実績見込みにより、「基金積立金」を追加するほか、「保険給付費」等を更正するものでございます。

8ページを御覧ください。

後期高齢者医療特別会計の補正額は、3億8,846万6,000円の追加で、これにより、後期高齢者医療特別会計の総額は、68億8,740万8,000円となります。

補正の概要は、実績見込みにより、「広域連合納付金」等を追加するほか、「総務費」を更正するものでございます。

その他のページにつきましては、後ほど御参照いただきたいと思います。

補正予算の説明は、以上でございます。

○名取委員長 ありがとうございます。

ただいま御説明いただいた提案事項の付託委員会についてですが、資料1の1番から10番まで及び22番から24番まで並びに27番から30番までの17件は総務区民委員会に、20番及び26番の2件は厚生委員会に、11番及び21番の2件は建設委員会に、12番から19番まで及び25番の9件は文教委員会に、それぞれ付託いたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○名取委員長 それでは、そのように決定させていただきます。

なお、21番の「軽量ラック外110点の買入れについて」は、本日の本会議を途中休憩し、直ちに議案審査を行うため、建設委員会を第一委員会室で開催することといたしたいんですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○名取委員長 それでは、そのように決定をさせていただきます。

○名取委員長 続きまして、議員提出議案についてであります。

資料4-1から資料4-3までのとおり、議員提出議案が3件提出されていますので、提案者から提案理由の説明を受けたいと思います。

説明議員は、説明者席にお座りいただくよう、お願いいたします。

（説明議員 着席）

○名取委員長 それでは、まず、議員提出議案第3号及び第4号について、関川議員、よろしくお願いします。

○関川議員 ただいま議題となりました、議員提出議案第3号、文京区国民健康保険料の子ども均等割額の助成に関する条例は、石沢のりゆき、金子てるよし、板倉美千代の各議員、そして私、関川けさ子により提出いたします。

提案者を代表いたしまして、提案理由を申し上げます。

本条例は、子どもに係る被保険者均等割額を助成することにより、子どもの健全な育成及び保健の向上に寄与し、もって児童福祉の増進と子育て支援に資するためのものです。

施行期日は、令和8年4月1日です。

続きまして、議員提出議案第4号、文京区後期高齢者の医療費の助成に関する条例は、石沢のりゆき、金子てるよし、板倉美千代の各議員、そして私、関川けさ子により提案いたします。

提案者を代表いたしまして、提案理由を申し上げます。

本条例は、後期高齢者、特に住民税非課税の方の医療費の負担軽減を図るためのものです。

施行期日は、令和8年4月1日とします。

よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願いをいたします。

以上です。

○名取委員長 次に、議員提出議案第5号について、板倉議員、お願いいたします。

○板倉議員 ただいま議題となりました、議員提出議案第5号、文京区立学校等学用品費無償化条例は、千田恵美子、金子てるよしの各議員、そして私、板倉美千代により提案いたします。

提案者を代表いたしまして、提案理由を申し上げます。

本条例は、保護者の負担を軽減するとともに、教育の充実に資する必要があるためのものです。

施行期日は、令和8年4月1日です。

よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願いいたします。

○名取委員長 次に、議員提出議案の取扱いについて、お諮りいたします。

本日の本会議の日程に追加して議題とすることとし、議員提出議案第3号及び第4号の2

件は厚生委員会に、第5号は文教委員会に、それぞれ付託することといたしたいんですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○名取委員長 それでは、そのように決定をさせていただきます。

（説明議員 退席）

○名取委員長 続きまして、意見書についてであります。

資料5「意見書案」を御覧ください。

意見書案を提出した会派から提案説明を受けことといたします。

それでは、順番に提案説明をお願いいたします。

初めに、日本共産党さん。

○金子委員 それでは、日本共産党から、5本の意見書案を提案いたします。

1つ目は、「憲法に違反する安保法制廃止を求める意見書（案）」です。

2015年9月に集団的自衛権の行使容認を内容とする安保法制が強行採決され10年半がたちます。

安保法制が可能にした集団的自衛権の行使とは、日本が武力攻撃を受けていないのに、米国など他国が第三国と始めた戦争を政府が存立危機事態と判断すれば、戦争している米軍を支援するため、自衛隊が参戦すると。こういう内容のものであり、法案審議の際には、元内閣法制局長官の阪田氏が、「集団的自衛権を行使するということは、進んで戦争に参加することになる。敵となる相手国に我が国領土を攻撃する大義名分を与えるということである。国民を守るというよりも、進んで国民を危険にさらすという結果しかもたらさない」という指摘もありました。

違憲の安保法制は、この10年間で運用が進められ、2022年12月には安保三文書が閣議決定され、敵基地攻撃能力の保有、また、防衛費の大幅増額などの動きがこの間進められております。しかし、これらはいずれも憲法9条1項及び2項に反しており、安保法制の下で、それらが他国のために用いられ、我が国が武力紛争の当事者となる危険性を一層高めることにつながっていきます。違憲の法律は、時間がたっても違憲であることに変わりはありません。

よって、この安保法制の廃止を要望する意見書案であります。

2件目は、「国に原発の最大限活用と建て替え具体化の方針を撤回し、原発ゼロを目指すよう求める意見書（案）」であります。

東京電力福島第一原発事故から15年になろうとしておりますが、事故は収束しておりません。多くの被害者が避難を続けております。しかし、政府・自民党は、「原発依存度を低減させる」との方針を投げ捨て、原発の最大限活用を掲げるに及んでおります。

原発は、事故リスクに加え、運転すれば、処分場もない核のごみが発生します。世界的にも高コストが問題になっております。

今年になって、中部電力が、浜岡原発3、4号機の審査で地震動の評価を小さくするための不正行為をしていたことも明らかになっております。

事故が一たび起これば、大量の放射性物質が広範な地域を汚染し、多くの住民が長期の避難を強いられます。福島原発事故では、いまなお約5万人の方々が故郷に帰れずにいるという状況で、深刻な被害が発生し続けております。

日本の再生可能エネルギー資源は、電力でいえば、現在の需要の7倍を超えており、大変豊富です。

よって、文京区議会として、政府及び国会に、原発の最大限活用、建て替えの方針を撤回して、原発ゼロを目指し、再生可能エネルギーを最大限活用することを求める意見書案であります。

3つ目は、「OTC類似薬の25%自己負担上乗せに反対する意見書（案）」です。

市販薬と同等の効果があるとされる保険適用の処方薬、OTC類似薬について、この間、医療保険から外すことを求める動きがありまして、これらを認めれば、自己負担は数十倍になり、自治体が行っている「子ども医療費無償化」の対象からも除外されるということでありまして、大幅な自己負担の増大になる、この件については、反対の世論の高まりを受けて、自民党などが昨年12月に、政調の段階での合意がされまして、OTC類似薬の保険適用除外を見送るものの、薬剤費25%を窓口で追加自己負担させると。残りの75%に保険適用という方針が決定しております。

この「25%自己負担上乗せ」により、医療保険が3割の人は実質5割負担、2割の方は4割、1割の方は3割へと大幅な負担増となります。

最も懸念されるのは、「受診控え」でありまして、「25%の上乗せ」のために、治療の継続を断念する方にとって死活問題にもなります。この方針は、日本の医療の根幹である「必要な医療を、誰もが平等に、安価に受けられる」という皆保険の原則を揺るがすものであります。

2002年の健康保険法改定時の附則には、「将来にわたって7割の給付を維持する」という

内容がありました。当時の坂口厚生労働大臣ですら「自己負担は3割が一つの限界」と、こういう答弁もありました。現行法も国会答弁もないがしろにすることは許されないというふうに考えます。

よって、文京区議会として、政府・国会に対し、国民皆保険制度の下で全ての国民に必要な医療が保険給付されるよう、OTC類似薬の25%自己負担の上乗せを行わないよう求める意見書案であります。

4つ目です。「スパイ防止法の制定に反対する意見書（案）」であります。

現政権の合意の下で、スパイ防止法案の検討、成立という明記がされております。

高市首相は国会で、「今年検討を開始して、速やかに法案策定を考える」と、こういう答弁もされております。

これら推進の動きが出ているスパイ防止法関連の法案要綱を見ますと、「戦争する国づくり」と一体に、市民を監視するという内容になっておりまして、1980年代にスパイ防止法が「治安維持法の再来」という厳しい批判を受けて廃案になったことを意識し、「基本理念」の中に「憲法の保障する国民の自由と権利が尊重されなければならない」といった文言も見られておりますけれども、しかし、市民を監視・抑圧する本質はいささかも変わっておりません。

毎日新聞の社説では、「懸念されるのは、警察当局などによる市民への監視の網が広がること」、また、信濃毎日新聞でも、「民主主義の土台が崩される」などスパイ防止法に反対する声が広がっております。

よって、文京区議会として、スパイ防止法案の制定を止めるよう求める意見書案であります。

最後、5つ目は、「国及び都に包括的性教育の実施を求める意見書（案）」であります。

内閣府の調査によりますと、16歳から24歳の4人に1人以上が何らかの性暴力被害を受けていると、こういう実態が明らかになっております。性交に伴う被害に遭った人のうち、最初の被害年齢は中学生以下が24%と深刻であります。子どもたちを性暴力の被害者にも加害者にもさせないために、人権・ジェンダー教育としての包括的性教育が求められます。

包括的性教育とは、「性は人権」、「ジェンダー平等」の立場で、互いの性を尊重する人間関係を築くことを目指すものでありまして、ユネスコでは、人間関係、価値観、人権、文化、セクシュアリティ、ジェンダーの理解、暴力と安全確保、健康と幸福のためのスキル、人間の体と発達、セクシュアリティと性的行動、性と生殖に関する健康の8つの柱立てをし

て示しており、年齢層に区分して学習内容なども掲げられております。自らの人権と健康を守る上で、体と性を学ぶ性教育の推進は人権課題であります。

よって、文京区議会として、政府、東京都に対し、性交や妊娠の経過を取り扱わないとする学習指導要領の「はどめ規定」をなくして、年齢や発達段階に応じた包括的性教育を位置づけるよう求める意見書案です。

以上、5本の提案であります。よろしくお願いいたします。

○名取委員長 それでは続きまして、AGORAさん、お願いします。

○上田委員 政策チームAGORAからは、6本の意見書案を提出しております。

1つ目は、「東京23区の家ごみ有料化について慎重な検討を求める意見書（案）」でございます。

本意見書案は、東京都が家庭ごみ有料化の検討を23区に促していることを受け、その効果と課題を多角的に検証した上で、拙速な導入を避けるよう求めるものです。

家庭ごみ有料化には、ごみ減量や環境負荷軽減といった一定の効果が確認されている一方で、指定ごみ袋の購入により新たな負担や低所得層への影響、二重負担と受け止められるという懸念も指摘されております。

区ごとの状況や住民理解には差があることから、東京都に対し、家庭ごみ有料化について、その効果や課題を多角的に検証するとともに、区民生活への影響を十分に踏まえ、拙速な制度導入とならないよう慎重な検討を行うことを求め、あわせて、有料化の意義や根拠を分かりやすく示し、生活者の声を丁寧に酌み取りながら、納得感のある制度設計に向けた議論を深めることを要望するものです。

2つ目は、「共同親権及び法定養育費制度の適正な運用と養育費確保策のさらなる充実を求める意見書（案）」でございます。

本意見書案は、2026年度、令和8年に施行される改正民法により導入される共同親権及び法定養育費制度について、その運用上の課題を踏まえ、子の利益を最優先にした制度運用を求めるものです。

なお、全国ひとり親家庭等調査は5年ごとに行われるため、本文に記載の令和3年、2021年のものが最新のデータとなっております。

養育費の未払いは、ひとり親家庭の貧困の大きな要因となっており、法定養育費制度の創設は前進と評価はできます。一方で、金額水準の妥当性や施行後に離婚した家庭が対象外となる問題、DV等がある場合の安全確保など、課題も残されております。

そこで、制度の適正運用とともに、取り残される家庭を生まないための支援策について、以下の事項を国に求めるものです。

1、共同親権の運用に当たり、DV・虐待等が疑われる事案では、子及び同居親の安全確保を最優先とし、単独親権が確実に選択されるよう、家庭裁判所及び関係機関における判断支援を強化すること。

2、法定養育費（子1人当たり月額2万円）が暫定的・補足的な制度であることを踏まえつつも、子の生活実態に見合った水準となっているかを検証すること。

3、法定養育費が施行後に離婚した世帯に限定されることにより取り残される、施行前に離婚したひとり親家庭に対しても、養育費確保の実効性を補う支援を国として行うこと。

4、養育費に関する相談先や手続案内について、国として分かりやすい周知を徹底し、当事者が早期に適切な支援につながる体制を強化すること。

3本目は、「いわゆる「隠れ教育費」の実態把握と保護者負担軽減を求める意見書（案）」でございます。

本意見書案は、授業料無償化等が進む一方で、補助教材費や行事費、指定用品費等、いわゆる「隠れ教育費」が増加し、保護者の家計を継続的に圧迫している現状を踏まえたものです。

文部科学省の調査でも、公立小・中学校における学校教育費は、過去最高水準となっており、授業料以外の負担が事実上の教育格差を生みかねない状況が明らかになっています。

こうした課題に対応するため、国に対し、「隠れ教育費」の全国的な実態把握と見える化を行い、設置者が負担すべき費用の整理と財政措置について、以下の事項を求めます。

1、補助教材費、学用品費、校外学習費などの隠れ教育費の保護者負担について、速やかに全国的な実態把握を行い、その結果を公表すること。

2、実態把握の結果に基づき、各費目について、1、不要なもの、2、設置者（自治体等）が負担すべきもの、3、保護者が負担すべきもの等の区分を行い、標準的な考え方（ガイドライン）を示すこと。

3、設置者（自治体等）が負担すべきとされたものについては、必要な予算を確保し、学校において必要量を確保できるよう、国として財政措置を講ずること。

4本目が、「非核三原則の堅持を求める意見書（案）」です。

本意見書は、国の国是として長年受け継がれてきた非核三原則を今後も堅持することを国に強く求めるものです。

日本は、世界で唯一の戦争被爆国であり、核兵器の非人道性を最も深く理解する立場にあります。

近年、国際情勢の緊張を背景に、非核三原則の見直しを懸念する報道もありますが、こうした時代だからこそ、核兵器を持たないという原則の意義は一層重要であります。

被爆の実相を後世に伝え、「核兵器のない世界」の実現に向けて努力を続けるという日本の姿勢を明確にし、核兵器のない平和な世界の実現を願う被爆地の思いをしっかりと受け止め、非核三原則を堅持されるよう強く要望するものです。

5つ目に、「災害時の医療的ケア児への支援体制の確立を求める意見書（案）」でございます。

本意見書は、医療的ケアを必要とする子どもたちが災害時に十分な支援を受けられないおそれがある現状を踏まえたものです。

文部科学省の調査では、医療的ケア児が在籍する学校の3割で、災害時の対応について十分な取組がなされていないことが明らかになっております。電源確保や医療機器の管理、情報共有、人材配置など多くの課題が残されており、学校や自治体任せでは限界があります。

そこで、国に対し、関係省庁が連携したガイドラインを作成するとともに、必要な財政措置を講ずるよう求めるものです。

6つ目は、「科学技術・イノベーション政策の抜本的強化を求める意見書（案）」でございます。

本意見書案は、我が国が直面する人口減少や国際競争の激化といった課題の中で、科学技術力の強化が持続可能な成長の鍵であるとの認識に基づくものでございます。

政府は、近年、科学技術関係予算を拡充してはいますが、物価や人件費の上昇を踏まえると、研究現場における実質的な研究投資力は十分とは言えない状況にあります。

基礎研究や若手研究者を支える科研費や大学運営費交付金の充実は、将来のイノベーション創出の土台となります。

そこで、名目額にとどまらない実質的な研究投資力の確保と研究基盤の安定強化について、国に以下の事項を求めるものです。

1、科学技術関係予算について、名目額の増減にとどまらず、物価上昇を踏まえた実質ベースでの研究投資力の確保・強化を図ること。

2、科研費のさらなる充実や大学運営費交付金の安定的確保を通じ、基礎研究と研究人材育成を長期的に支える研究基盤を強化することです。

よろしくお願ひいたします。

○名取委員長 ただいま御説明のありました意見書案の取扱いについてであります。意見書等調整小委員会で御協議いただくこととし、2月定例議会の最終日である3月17日火曜日の本委員会で、小委員会における協議の経過及び結果について御報告を受けることといたします。

○名取委員長 続きまして、予算審査特別委員会についてであります。

資料6「予算審査特別委員会委員通告者氏名一覧表」を御覧ください。

資料のとおり、委員氏名の通告がありましたので、御報告をいたします。

○名取委員長 続きまして、一般質問です。

資料7「一般質問順序・通告者氏名・質問日一覧表」を御覧ください。

一般質問の質問日については、1、AGORA、沢田けいじ議員、2、公明党、松丸昌史議員、3、永久の会、山本一仁議員の3人が2月12日木曜日に、文京維新、高山かずひろ議員、自由民主党、私、名取顕一、日本共産党、板倉美千代議員の3人が2月13日の金曜日に、自由民主党、浅川のぼる議員、区民が主役、小林れい子議員、自由民主党、のぐちけんたろう議員の3人が2月16日月曜日に、それぞれ一般質問を行うこととしたいんですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○名取委員長 それでは、そのように決定をさせていただきます。

次に、休憩時間についてですが、質問者ごとに、それぞれ10分程度の休憩を取ることとしたんですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○名取委員長 それでは、そのように決定をします。

○名取委員長 続きまして、文京区議会議場の使用についてであります。

資料8を御覧ください。

教育長から、「第63回中学生サミット連絡会」の開催に当たり、7月4日土曜日に本会議場を使用したい旨の申出がありました。

議場の貸出しに当たっては、「文京区議会議場の使用に関する申し合わせ」において、区、

区教育委員会又は選挙管理委員会が主催又は共催する会議等であって、議場の用途又は目的を妨げず、かつ、その使用が議場にふさわしいものについて、幹事長会を経て議会運営委員会で取扱いを決定することとなっております。

なお、本件については、1月30日の幹事長会において承認されたものです。

当委員会といたしましても、申合せの貸出しの範囲に合致していることから、使用を承認することといたしたいんですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○名取委員長 それでは、そのように決定をさせていただきます。

○名取委員長 続きまして、議事日程・追加議事日程についてであります。

資料9「議事日程・追加議事日程」を御覧ください。

事務局長より、本会議の日程について報告を受けたいと思います。

佐久間事務局長。

○佐久間区議会事務局長 それでは、本日の議事日程でございます。

日程第1から第17までとして、総務区民委員会に付託予定の条例案10件、事件案3件、予算案4件ございます。

次に、日程第18及び第19として、厚生委員会に付託予定の事件案2件でございます。

次に、日程第20及び第21として、建設委員会に付託予定の条例案1件、事件案1件でございます。

次に、日程第22から第30までとして、文教委員会に付託予定の条例案8件、事件案1件でございます。

次に、日程第31から第34までとして、予算審査特別委員会に付託予定の令和8年度各会計予算案4件でございます。

次に、日程第35として、議席の変更についてでございます。

次に、本日の追加議事日程です。

追加日程第36及び第37として、厚生委員会に付託予定の議員提出議案、条例案2件でございます。

次に、追加日程第38として、文教委員会に付託予定の議員提出議案条例案1件、以上でございます。

○名取委員長 ありがとうございます。

○名取委員長 続きまして、請願についてであります。

資料10「請願文書表」を御覧ください。

資料のとおり、それぞれ所管委員会に付託することといたしたいんですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○名取委員長 それでは、そのように決定をさせていただきます。

○名取委員長 続きまして、本会議の流れ及び所要時間について。

事務局長から、本日の本会議の流れ及び所要時間について、御報告を受けたいと思います。

佐久間事務局長。

○佐久間区議会事務局長 それでは、本日、2月9日の本会議の流れでございます。

開議宣告の後、会議録署名人として、宮崎こうき議員と上田ゆきこ議員が指名されます。

次に、2月定例議会の議会期間の宣告が行われ、2月9日から3月17日までの37日間とされます。

次に、諸般の報告として、地方自治法第180条第1項の規定による議会の指定議決に基づき専決処分した契約変更の報告について（2件）、令和7年度12月分例月出納検査結果の報告について、計3件の報告がございます。

次に、区長の施政方針が述べられます。

次に、日程の追加として、議員提出議案3件が本日の日程に追加されます。

次に、日程に入ります。

日程の順序を変更し、まず、追加日程第36及び第37として、議員提出議案第3号及び第4号の2件が一括して議題とされ、板倉美千代議員の提案説明の後、厚生委員会に付託となります。

次に、追加日程第38として、議員提出議案第5号が議題とされ、千田恵美子議員の提案説明の後、文教委員会に付託となります。

次に、日程第1から第17までとして、議案第71号から第80号まで及び第92号から第94号まで、並びに第63号から第66号までの17件が一括して議題とされ、佐藤副区長の提案説明の後、議長が人事委員会の意見を報告し、総務区民委員会に付託となります。

次に、日程第18及び第19として、議案第90号及び第96号の2件が一括して議題とされ、佐

藤副区長の提案説明の後、厚生委員会に付託となります。

次に、日程第20及び第21として、議案第81号及び第91号の2件が一括して議題とされ、佐藤副区長の提案説明の後、建設委員会に付託となります。

次に、日程第22から第30までとして、議案第82号から第89号まで及び第95号の9件が一括して議題とされ、佐藤副区長の提案説明の後、議長が人事委員会の意見を報告し、文教委員会に付託となります。

ここで休憩宣告となり、議案審査のため本会議を暫時休憩いたします。

第一委員会室で建設委員会を開催し、議案に係る審査を行います。

委員会終了後、議場に参集し、再開宣告の後、本会議を再開いたします。

建設委員会から、議案審査報告書が提出されますので、これを本日の日程に追加いたします。

次に、議案第91号が議題とされ、松平雄一郎建設委員会委員長の議案審査報告の後、起立表決による採決となります。

次に、日程第31から第34までとして、議案第67号から第70号までの4件が一括して議題とされ、佐藤副区長の提案説明の後、議長指名による17人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、付託されます。

続いて、議長指名の委員を書記朗読いたします。

次に、日程第35として、「議席の変更について」が議題となり、変更する議席を書記朗読の後、簡易表決による採決となります。

次に、請願の付託を行います。請願文書表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託されます。

以上で本日の日程が終了し、散会宣告となります。

続きまして、2月12日、13日、16日の本会議の流れでございます。

まず、2月12日木曜日です。

開議宣告の後、会議録署名人として、のぐちけんたろう議員と岡崎義頭議員が指名されます。

その後、日程に入り、沢田けいじ議員、松丸昌史議員、山本一仁議員の順で一般質問が行われ、日程が終了し、散会宣告となります。

次に、2月13日金曜日です。

開議宣告の後、会議録署名人として、吉村美紀議員と松丸昌史議員が指名されます。

その後、日程に入り、高山かずひろ議員、名取顕一議員、板倉美千代議員の順で一般質問が行われ、日程が終了し、散会宣告となります。

次に、2月16日月曜日です。

開議宣告の後、会議録署名人として、松平雄一郎議員と白石英行議員が指名されます。

その後、日程に入り、浅川のぼる議員、小林れい子議員、のぐちけんたろう議員の順で一般質問が行われ、日程が終了し、散会宣告となります。

次に、所要時間でございますが、本日の所要時間は、開議宣告から休憩宣告までが65分程度、再開宣告から散会宣告までが14分程度と見込んでおります。これに、休憩中の建設委員会の審査時間が加わるものでございます。

次に、2月12日木曜日は、沢田けいじ議員が質問答弁、合わせまして約51分、松丸昌史議員が質問答弁、合わせまして約46分、山本一仁議員が質問答弁、合わせまして約41分、これに休憩時間を加味し、全体で2時間42分程度と見込んでおります。

次に、2月13日金曜日は、高山かずひろ議員が質問答弁、合わせまして約45分、名取顕一議員が質問答弁、合わせまして約48分、板倉美千代議員が質問答弁、合わせまして約53分、これに休憩時間を加味し、全体で2時間50分程度と見込んでおります。

次に、2月16日月曜日は、浅川のぼる議員が質問答弁、合わせまして約45分、小林れい子議員が質問答弁、合わせまして約51分、のぐちけんたろう議員が質問答弁、合わせまして約41分、これに休憩時間を加味し、全体で2時間41分程度と見込んでおります。

本会議の流れに関する説明は、以上です。

○名取委員長 ただいまの事務局長の説明のとおりとしたいんですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○名取委員長 それでは、そのように決定をさせていただきます。

○名取委員長 次に、その他に入ります。

委員会記録について。本日の委員会記録については、委員長に御一任願いたいんですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○名取委員長 それでは、これにて議会運営委員会を閉会いたします。お疲れさまでございました。

午前 10時54分 閉会